

今年度の活動方針が決まりました

7月1日、大分市コンパルホールで第2回定期総会が開催されました。約60名の会員の参加のもと、運動方針、予算・決算、役員、規約などが承認されました。

2017年度の活動方針

これからの裁判の会の活動は、1年目の熱い気持ちをますます強固にして、裁判活動を続けていかなければなりません。勝訴を獲得するには、実際の裁判行動とともに、大分県民の世論の盛り上がりを醸成していく活動を持続させる必要があります。

1 裁判に参加する

①大法廷の傍聴席を毎回、満席にする

これまでの口頭弁論は満席でした。裁判官に私たちの熱意を伝えるために大切な行動です。

②原告の思いを意見陳述書として提出する

裁判所に証拠として、原告ひとり一人の意見陳述書を提出します。強制ではありませんが、多くの原告の意見が力になります。

2 裁判の輪を広げる

①第3次追加提訴の原告を募集する

②応援団300名を目標に募集する

③各地に世話人を設け、原告、応援団、地域住民の交流を生み出し、地域に活動を広げる

3 原発を止めるための情宣活動に取り組む

①集会、講演会、映画上映、街頭活動などを行う

②「日本と再生」(河合弘之弁護士の監督作品・第3弾)の上映を県内各地で取り組む

③新電力乗り換え運動に協力する

4 財政基盤を確立させる

1年目の財政状況は、多くのカンパも集まり順調でしたが、これからの長い裁判を闘っていくには、安定した財政基盤が必要です。ニュース等の経常的な費用のほか、これから本訴の裁判が本格化していくにつれ、証拠、準備書面、専門家の意見書等、提出物にも費用がかさむことが予想され、また、全国弁護士学習会への参加旅費なども必要です。弁護士は手弁当で裁判活動をしてはいますが、裁判にかかる実費は会が捻出していかなければなりません。

①これまでも増して広くカンパを集める。原告にも任意のカンパを募る

「原告は参加費1万円の他は出費はありません」としていましたが、裁判所に提訴時に納める裁判費用が予想外に高かったため、今後の裁判遂行費用を残額でまかなうには充分ではなくなりました。約束に反しますが、カンパを募らせていただきます。

②応援団会費の納入率を高める

③物販などの取り組みも検討する

5 他地域の伊方原発差し止め訴訟団との交流をはかる

愛媛、広島、山口で同様の訴訟が行われています。情報交換や交流をはかります。

